

議案第96号

京阪三室戸駅前自転車等駐車場ほか5箇所の自転車等駐車場の管理に係る指定管理者を指定するについて

次の者を、京阪三室戸駅前自転車等駐車場ほか5箇所の自転車等駐車場の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

宇治市長 山 本 正

記

1 管理の対象となる公の施設の名称及び所在地

名 称 京阪三室戸駅前自転車等駐車場
所在地 宇治市菟道谷下り60番地の8、62番地の1

名 称 近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場
所在地 宇治市小倉町神楽田37番地の1

名 称 近鉄小倉駅西第2自転車等駐車場
所在地 宇治市小倉町神楽田35番地の6

名 称 JR新田駅前自転車等駐車場
所在地 宇治市広野町東裏73番地の3

名 称 京阪木幡駅前自転車等駐車場
所在地 宇治市木幡西中22番地の5

名 称 近鉄小倉駅東自転車等駐車場
所在地 宇治市小倉町神楽田5番地の1

2 指定管理者となる団体

宇治市槇島町外1番地の21
一般社団法人宇治高齢者事業団
代表理事 梅原 孝

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

指定管理者を指定するため、提案するものであります。